【文部科学委員会】

〇独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第21号)要旨

本案は、中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野における教育研究活動の展開を促進するため、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以下「機構」という。)について、文部科学大臣が定める基本指針に基づき大学及び高等専門学校の学部等の設置その他組織の変更に関する助成金を交付する業務を追加するとともに、当該業務に要する費用に充てるための基金を設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 機構の目的に、三の基本指針に基づいて学部等の設置その他組織の変更に 関する助成金の交付を行うことにより、中長期的な人材の育成の観点から特 に支援が必要と認められる分野における教育研究活動の展開を促進し、もっ て我が国社会の発展に寄与することを追加すること。
- 二 機構の業務に、三の基本指針に定める特に支援が必要と認められる分野の 学部等の設置その他文部科学省令で定める組織の変更に必要な資金に充てる ための助成金を交付すること(以下「助成業務」という。)を追加すること。
- 三 文部科学大臣は、助成業務の実施に関する基本指針を定めなければならないものとすること。
- 四 文部科学大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、審議会等の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならないものとすること。
- 五 機構は、基本指針に即して、助成業務の実施に関する方針(以下「実施方針」という。)を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならないものとすること。実施方針を変更しようとするときも、同様とすること。
- 六 機構は、助成業務及びこれに附帯する業務(以下「助成業務等」という。) に要する費用に充てるために基金を設けるものとし、政府は、毎年度、予算 の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができる ものとすること。
- 七 機構は、毎事業年度、助成業務等に関する報告書を作成し、文部科学大臣 に提出しなければならないものとし、文部科学大臣は、報告書に意見を付け て、国会に報告しなければならないものとすること。
- 八 機構は、助成業務等については、経理を区分し、勘定を設けて整理しなければならないものとすること。

九 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内に おいて政令で定める日から施行するものとすること。

(附帯決議)

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 令和4年度第2次補正予算関連である本法の緊要性を踏まえ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における基金の創設を速やかに進め、高度専門人材の育成を担う大学等が予見可能性をもって成長分野への学部再編等に取り組むための環境整備に早急に着手すること。
- 二 今般新たに創設される基金については、多額の国費を中心とした複数年度にわたる支援であることを踏まえ、基金の適正な執行や助成業務の実施状況等について、国会への報告を通じ高い透明性を確保すること。また、基金の活用を通じた大学等の学部再編等の結果として、我が国の成長や社会の発展に寄与しうる分野の高度専門人材の育成状況等について調査・検証を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。
- 三 文部科学大臣が定める基本指針において、助成金の交付対象となる教育研究の分野や選定方法等を定めるに当たっては、適切な大学等に助成されるよう有識者の意見を十分に踏まえた上で公平性・公正性が確保された基準とすること。その際、定員未充足が継続するなど経営に過度に課題のある大学等に措置されることのないよう、適正な選定方法の在り方に留意すること。
- 四 今般新たに創設される基金は成長分野をけん引する高度専門人材の育成を 目的とするものであることを踏まえ、基金において支援する大学等の学部再 編等に加え、質の高い教員の確保や教員1人当たりの学生数の改善などを通 じ、学生が主体的な学修を実現するための適正な教育環境を整備するととも に、企業や地域におけるリカレント教育の促進など、高度専門人材の育成に 向けた各種施策の総合的な推進を図ること。
- 五 量子コンピュータや人工知能など先端分野における国際競争の激化に伴い、 科学技術の研究・開発やデータサイエンス分野等に係る人材が求められる現 状を踏まえ、高等教育段階の理系人材を量的・質的に確保し研究力の強化を 図る観点から、初等中等教育段階における自然科学に対する興味と志向の醸 成に努めること。
- 六 大学等の学部再編等に助成する基金の創設のみならず、これまで措置されてきた国立大学法人運営費交付金、私立大学等経常費補助金及び独立行政法

人国立高等専門学校機構運営費交付金に係る基盤的経費や競争的研究費などの大学・高等専門学校への資金が十分に確保されるよう、引き続き大学等の長期的、安定的な運営及び研究基盤構築のための財政措置を講ずること。

七 我が国が成長・発展を持続するためには、未来への先行投資である教育の 充実が何よりも重要であることに鑑み、次世代を担う子供たちが等しく教育 を受ける機会を得られるよう引き続き教育費の負担軽減を図るとともに、必要な教育予算の確保に一層努めること。